

令和2年 4月臨時会

綾川町議会会議録

(第 2 回)

令和2年 4月28日開会

令和2年 4月28日閉会

綾川町議会

令和2年 2回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第74号

令和2年 4月28日綾川町議会議場に第2回臨時会を招集する。

令和2年 4月24日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和2年 4月28日 午前 9時30分

閉会 令和2年 4月28日 午後 3時39分 (会期1日間)

第1日目 (4月28日)

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

12番	福家利智子
13番	横井薫

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 横 井 邦 洋
議 会 事 務 局 書 記 水 谷 香 保 里

地方自治法121条による出席者の氏名

町 長 前 田 武 俊
副 町 長 谷 岡 学
教 育 長 松 井 輝 善
総 務 課 長 松 本 正 人
税 務 課 長 官 本 佳 和
経 済 課 長 福 家 勝 己
保 険 年 金 課 長 土 肥 奈 緒 美
子 育 て 支 援 課 長 久 保 田 真 人

傍聴人 0人

議 事 日 程

4月28日(火) 午前 9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)
- 第 4 議案第 2号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町税条例の一部改正)
- 第 5 議案第 3号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 6 議案第 4号 工事請負契約の締結について
(令和2年度 綾川町立陶こども園改修工事(建築))
- 第 7 議案第 5号 工事請負契約の締結について
(令和元年度 道の駅滝宮うどん会館リニューアル工事)

追 加 議 事 日 程

- 第 8 議長選挙について
- 第 9 副議長選挙について
- 第10 常任委員の選任について
- 第11 議会運営委員の選任について
- 第12 議会広報編集特別委員の選任について
- 第13 綾川町立学校等再編整備調査特別委員の選任について
- 第14 議案第 6号 監査委員(議員のうちから選任)の選任同意について
- 第15 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第16 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について
- 第17 閉会中の継続審査の申し出について

令和2年 第2回 綾川町議会臨時会

4月28日 午前 9時30分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第2回綾川町議会臨時会を開会致します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として3密を極力避けるという観点から、本来、議場のドアを閉鎖しての会議を要しますが、本日は、議場のドアを開放しての運営と致します。また、本会議の理事者側出席者についても、町長をはじめ、議案提案担当課長のみを最小限の人数による会議としており、議員各位においてもソーシャルディスタンスの観点から、通常の自席でない席での会議参集を頂き、ご不便をおかけ致しますが、何卒ご協力頂きますようお願い致します。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、12番、福家利智子君、13番、横井薫君の両名を指名致します。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題と致します。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、大野直樹君。

○議会運営委員長（大野）議長。（挙手あり）

○議長（河野）大野君。

○議会運営委員長（大野）6番、大野です。

○議会運営委員長（大野）おはようございます。只今、議長より求められました、日程第2、「会期の決定」について、ご報告を申し上げます。

本件に関しましては、4月24日午後1時より、また、本日9時より第2会議室において、当委員会を開催致しました。委員会の開催にあたりましては、議会から議会運営委員6名と、河野議長及び議会事務局長、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本総務課長の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。

それでは、当委員会における協議の結果について、ご報告致します。

まず、今般の令和2年第2回臨時会に際し、提出議案として、説明のあったものは、専決処分案件3件、契約案件2件の、合計5件であり、お手元の議案書に記載されたとおりであります。当委員会として、いずれの議案も緊急性の高い議案として、臨時会を開催し、上程することが適当として認めたものであります。

次に議案審議の方法について、ご報告致します。この後、町長より提案理由の説明を受け、上程されました議案を、それぞれ所管する各常任委員会に付託することと致しました。その後、休憩中に当該各委員会を開催頂き、審議を経た後、本会議を再開し、各委員長報告を受け、採決の順に進めることと致しました。

従って、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、

本日1日間と決定致しました。以上が、今臨時会に関する審議の概要であります。

また、会議の運営については、全員協議会は本会議場、また、各常任委員会は第2会議室を使用しての運営とさせて頂きたいと思っております。

最後に、議事進行についてであります。本会議、また常任委員会の開催にあたり、会議規則を遵守するとともに、冒頭に議長からも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症対策として本来であれば3密での会議を避けなければならない中での開催でありますので、議員及び職員の皆様には、可能な限り時間短縮した会議運営を心掛けて頂きますよう、格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（河野）本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間と致したいと思っております。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日1日間と決定致しました。

○議長（河野）また、議会運営委員長からも申し上げましたように可能な限り時間短縮を心掛け、円滑な会議運営を図って頂くよう皆様をお願い致します。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から日程第7、議案第5号、「工事請負契約の締結について」までを一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より提案理由の説明を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。（挙手あり）

○議長（河野）町長。

○町長（前田）おはようございます。本日、開会致しました第2回臨時会にご提案申し上げました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号までは、「町長の専決処分事項の報告について」の議案でございます。まず、議案第1号の「綾川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正」でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号の「綾川町税条例の一部改正」、及び議案第3号の「綾川町国民健康保険税条例の一部改正」でございますが、地方税法の一部を改正する法律が国会において、令和2年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございま

す。

次に、議案第4号の「工事請負契約の締結について」の議案でございますが、令和2年度 綾川町立陶こども園改修工事（建築）に係る指名競争入札を、去る4月20日に執行致しました結果、富士建設株式会社 代表取締役 真鍋 有紀子 氏と消費税込み、5,632万円で仮契約を締結致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を頂きたいと存じまして、本案を提出致した次第でございます。

次に、議案第5号の「工事請負契約の締結について」の議案でございますが、令和元年度 道の駅滝宮うどん会館リニューアル工事に係る条件付き一般競争入札を、去る4月22日に執行致しました結果、小竹興業株式会社 代表取締役 小竹 和夫 氏と消費税込み、4億260万円で仮契約を締結致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を頂きたいと存じまして、本案を提出致した次第でございます。

以上、議案5件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第1号から議案第5号をそれぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第1号から議案第5号をそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（河野） ここで、暫時休憩と致します。

休憩 午前 9時38分

（休憩中に、総務・厚生・建設経済の各常任委員会を開催）

再開 午前11時30分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

○議長（河野） これより、委員長報告を行います。

○議長（河野） 委員長の報告を求めます。

○議長（河野） 総務常任委員長 横井薫君。

○総務常任委員長（横井） はい、13番、横井。

○議長（河野）横井君。

○総務常任委員長（横井） それでは、只今から総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日4月28日、午前9時42分、常任委員会室において総務常任委員会を開催致しました。委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、担当課長、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本臨時会で当委員会に付託されました案件は2件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告（綾川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「議案第1号は、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が一部改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもので、改正内容としては、書面審理を行う場合について、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上及び効率化等を図るため、オンライン手続きを可能とするための規定の整備である。」との説明があり、「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部提案のとおり委員全員異議なく承認致しました。

次に、議案第2号「町長の専決処分事項の報告（綾川町税条例の一部を改正する条例）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「議案第2号は、上位法である、地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令等が3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、関係条例の一部を改正するもので、改正の主なものとして、町民税においては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び非課税措置要件の見直しに伴う規定の改正、固定資産税では、所有者不明土地等に係る課税上の課題として、課税の公平性を確保するために、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴う規定の新設、また、たばこ税においては、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、2段階で見直す規定の改正である。」との説明があり、「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

委員より、「ひとり親控除として、ひとくくりとなったのか。」との質問がありました。執行部から「ひとり親控除と従来からの女性の寡婦控除となるものです。」との答弁がありました。

委員より、「所有者が分からない固定資産について、どのようにして、使用者を所有者とみなすのか。」との質問がありました。執行部から「町独自の取り組みも行っており、柔軟な対応をして行きたい。」との答弁がありました。

委員より、「低未利用地の課税特例について、都市計画区域内だけなのか。」との質問がありました。執行部から「全国的に空き地、空き家等が増加している状況の中、全国的に取り組む必要があるためである。」との答弁がありました。

委員より、「低未利用地の課税特例について、課税特例は筆ごとに数回受けることができるのか。」との質問がありました。執行部から「筆ごとでなく、500万円以下の譲渡総額からの特別控除となる。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部提案のとおり委員全員異議なく承認致しました。

すべての審議を、午前10時13分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野） 厚生常任委員長、井上博道君。

○厚生常任委員長（井上） はい、9番、井上です。

○議長（河野） 井上君。

○厚生常任委員長（井上） 厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、4月28日午前10時20分より、常任委員会室において厚生常任委員会を開催致しました。出席者は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本臨時会で当委員会に付託された案件は、2件であり、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

はじめに、議案第3号「町長の専決処分事項の報告について」の説明を求めました。執行部より、「綾川町国民健康保険税条例について、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減判定所得の基準額の見直し、並びに低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例の創設に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会にお諮りする時間がなく、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をし、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

これに対して委員より、「改正による影響について教えて頂きたい。」との質問があり、執行部より、課税限度額の引き上げ並びに軽減判定所得の見直しにかかる影響について、詳細な説明がありました。

その他、質問もなく、委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第4号「工事請負契約の締結について」の説明を求めました。執行部より、「令和2年度 綾川町立陶こども園改修工事(建築)の入札を4月20日に実施し、富士建設株式会社 代表取締役 真鍋 有紀子 氏と消費税込み5,632万円で4月22日に仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議案の提案をした。」との説明がありました。

「建築工事の主な改修内容は、クロス張替え、外壁ひび割れ部分の修繕、屋根塗装、トイレの洋式化等の改修である。また、併せて機械設備工事を有限会社 藤重電機と、電気設備工事を中條電機水道株式会社と4月22日に契約締結をした。工事は令和3年3月19日までで、こども園を運営しながら5期に分けて実施する。」と説明がありました。

これに対して委員より、「作業員の駐車場の場所、工事車両の出入り時の安全対策について」質問があり、執行部より、「作業員の駐車場は東側の職員駐車場を予定している。また、工事中の車両の出入り時には、安全面に十分に配慮する。」との答弁がありました。

また、委員より、「工事現場でのコロナウイルス対策について」質問があり、執行部より、「作業員には、マスク、手洗い、検温等を徹底するよう指導する。」との答弁がありました。

また、委員より、「コロナウイルスの影響で工事に支障は出ないのか。」との質問があり、執行部より、「資材等の調達に遅れが出ないように努める。」との答弁がありました。

その他、質問もなく、委員一同異議なく承認しました。

ここで、すべての審議を午前10時38分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会における報告審議についての委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長、三好重徳君。

○建設経済常任委員会（三好重）はい、議長。7番、三好です。

○議長（河野）三好重徳君。

○建設経済常任委員会（三好重）只今より、建設経済常任委員会の審議内容をご報告致します。

本日、午前10時41分より午前11時01分までの間、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催致しました。出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長、関係課副主幹、議会事務局より局長の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

議案第5号「工事請負契約の締結について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「工事請負契約の締結について、令和元年度 道の駅滝宮うどん会館リニューアル工事の入札を、去る4月22日、条件付き一般競争入札により実施し、小竹興業株式会社 代表取締役 小竹和夫氏と、消費税込み4億260万円で仮契約を4月24日に締結したので、地方自治法第96条第1項第5号により議会の承認が必要であり、議案の提案をした。」との説明がありました。

次に執行部より、「主な工事内容としては、鉄骨平屋建てによる増築工事1,224㎡、既存施設改修工事614㎡、電気設備工事、機械設備工事である。」との説明がありました。

委員より、「工事業者の決定を受けて事業費総額はいくらか。また一度断念したが鉄骨架台駐車場の設置は可能か。」との質問があり、執行部より、「造成、備品、駐車場整備を合わせて4億9千万あまりである。また、鉄骨架台駐車場については、浄化槽の位置が隅であるので可能性はある。」との答弁がありました。

また、委員より、「新型コロナウイルスの影響はないか。」との質問があり、執行部より、「10月末の工期で公募していることから、可能との判断をしている。」との答弁がありました。

また、委員より、「現在の予算から増額はないか。」との質問があり、執行部より、「現在の内容での金額であり、変更がないよう努力する。」との答弁がありました。

また、委員より、「近隣駐車場の進捗状況は。」との質問があり、執行部より、「用地の所有者に意向を確認した。今後交渉していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「駐車場整備については道の駅だけでなく近隣観光地との連携も考慮しているか。」との質問があり、執行部より、「滝宮公園や滝宮天満宮等の近隣観光資源との連携を考えている。」との答弁がありました。

その他、質問もなく、委員一同異議なく承認しました。

その他として、道の駅滝宮うどん会館リニューアル工事に係る造成工事の進捗状況について報告がありました。すべての審議を終え、建設経済常任委員会を閉会致しました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。

○議長（河野） 議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決致します。

○議長（河野） 本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定致しました。

○議長（河野） 議案第2号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決致します。

○議長（河野） 本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定致しました。

○議長（河野） 議案第3号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決致します。

○議長（河野） 本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定致しました。

○議長（河野） 議案第4号、「工事請負契約の締結について」を採決致します。

○議長（河野） 本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第5号、「工事請負契約の締結について」を採決致します。

○議長（河野） 本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

- 議長（河野）異議なしと認めます。
- 議長（河野）よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）以上、上程されておりました議案審議はすべて終了を致しました。
- 議長（河野）この後に予定しております、議会の構成等に係る議事日程につきましては、執行部からの説明を求める案件ではないため、町長、副町長、教育長、総務課長、書記以外の職員につきましては、退席頂いて結構です。ここで、暫時休憩を致します。

休憩 午前 11時48分

※各課長等、退席

再開 午後 0時59分

○副議長（川崎）それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。只今、議長 河野雅廣君から、議長の辞職願が提出されました。

○副議長（川崎）お諮り致します。「議長辞職の件」を議題とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○副議長（川崎）異議なしと認めます。よって、「議長辞職の件」を議題とすることに決定致しました。

○副議長（川崎）「議長辞職の件」を議題と致します。地方自治法第117条の規定によって、河野雅廣君の退場を求めます。

（河野議長、退場）

○副議長（川崎）お諮り致します。河野雅廣君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○副議長（川崎）異議なしと認めます。よって、河野雅廣君の議長の辞職を許可することに決定致しました。

○副議長（川崎）河野雅廣君の入場を許可し、慣例により、ご挨拶を頂きたいと思えます。しばらくお待ち願います。

（河野議員、入場）

○副議長（川崎）河野雅廣君に慣例により、ご挨拶を頂きたいと思えます。どうぞ演壇の方へお進み下さい。

○河野議員 一言、御礼を申し上げます。私事、議長の任期の期間には、一方ならぬご協力を賜りまして、本当にありがとうございました。思い返すと様々なことが走馬灯のように思い返されますけれども、これからの町行政に課せられる課題は非常に多く山積しておると思えます。議員一丸となって、是々非々も審議をお願いしたいと思いま

す。後になりましたけれども、議員諸兄の今後益々のご活躍を、さらに町の発展をご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(一同拍手)

○副議長(川崎) 只今、議長が欠けました。お諮り致します。「議長の選挙について」を日程に追加し直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○副議長(川崎) 異議なしと認めます。よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行うことに決定致しました。

○副議長(川崎) これより、追加日程第8、「議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○副議長(川崎) 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行うことに決定致しました。

○副議長(川崎) 只今の出席議員数は16名であります。

○副議長(川崎) 次に、立会人を指名致します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、三好東曜君及び松内広平君を指名致します。

○副議長(川崎) 投票用紙を配布致します。

(書記、投票用紙を配布)

○副議長(川崎) 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

○副議長(川崎) 投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副議長(川崎) 配布もれなしと認めます。

○副議長(川崎) 投票箱を点検致します。

(事務局長、投票箱の点検をし、議員に見せる)

○副議長(川崎) 異状なしと認めます。

○副議長(川崎) 只今から、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(横井) それでは失礼致しまして、お呼びさせていただきます。

1番 三好東曜議員、2番 松内議員、3番 十河議員、4番 植田議員、
5番 西村議員、6番 大野議員、7番 三好重徳議員、8番 岡田議員、
9番 井上議員、10番 川崎議員、11番 福家功議員、12番 福家利智子議員、
13番 横井議員、14番 鈴木議員、15番 河野議員、16番 安藤議員。

(議員は呼ばれた順に投票を行う)

○副議長(川崎) 投票もれは、ございませんか。

(なしの声あり)

○副議長(川崎) 投票もれなしと認めます。

○副議長（川崎）投票を終わります。

○副議長（川崎）開票を行います。

○副議長（川崎）三好東曜君及び松内広平君、開票の立ち会いをお願い致します。

（2名の立会人のもと、演題上で、事務局長と書記が開票作業を行う）

○副議長（川崎）選挙の結果をご報告致します。投票総数16票、有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち、河野雅廣君 9票。鈴木義明君 3票。川崎泰史君 2票。福家利智子君 1票。以上のとおりであります。

○副議長（川崎）この選挙の法定得票数は4.0票であります。よって河野雅廣君が議長に当選されました。

○副議長（川崎）只今、議長に当選されました河野雅廣君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。河野雅廣君、登壇してご挨拶をお願い致します。

○議長（河野）はい、15番、河野。

○副議長（川崎）はい、河野雅廣君。

○議長（河野）一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。この度、議会構成にあたり、不肖、私が議長選挙において、多数のご支援を得て、再度当選人となりましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じます。と共にその責任をひしひしと感じておるところでございます。

議長の職務については、今さら議員諸侯に申し上げるべきではございませんが、地方自治法では議場の秩序の保持、そしてまた、議事の整理、議会事務の統理、議会代表権が規定されております。これらを円滑に運用し遂行していくには、議長一人の力をもってしては不可能であります。その職責を果たすためには、議員各位のご支援とご協力を賜らなければならないことは、不可欠であると思っております。

議会はそれぞれに主義主張を異にする議員によって構成されていることは当然のことです。現に私とは党派を異にする議員も何人かはいらっしゃいます。しかし、議長としては、主義主張を異にし、党派を異にする議員各位の支援、ご協力を頂かなくてはなりません。そのために、私としては、私人としての主義主張は別として、議長としての職務を行うに際しては、中立公正を最大最終の目的とし、対処する所存でございます。

幸いにして本町議会には、歴代の議長、議員各位によって作られ、守られてきた良き伝統、すなわち、数ではなく話し合い、対立ではなく互助をモットーとして、運営されてまいりました。私もこの、より良き伝統、尊重すべき先例を遵守するよう最大の努力をお誓いすることを重ねて申し上げて、議員各位のご協力をお願いするものでございます。簡単粗辞ではございますけれども議長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

（一同拍手）

○副議長（川崎）以上をもちまして、私の臨時議長の任務は終わりました。審議中、ご協力ありがとうございました。河野議長、議長席にお着き願います。

○議長（河野）ここで暫時休憩を致します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時23分

○議長（河野）休憩前に引続き会議を再開致します。只今、副議長 川崎泰史君から副議長の辞職願が提出されました。

○議長（河野）お諮り致します。「副議長辞職の件」を議題とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、「副議長辞職の件」を議題とすることに決定致しました。

○議長（河野）「副議長辞職の件」を議題と致します。地方自治法第117条の規定によって、川崎泰史君の退場を求めます。

（川崎副議長、退場）

○議長（河野）お諮り致します。川崎泰史君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、川崎泰史君の副議長の辞職を許可することに決定致しました。

○議長（河野）川崎泰史君の入場を許可し、慣例により、ご挨拶を頂きたいと思ひます。しばらくお待ち願ひます。

（川崎議員、入場）

○議長（河野）川崎泰史君に慣例により、ご挨拶を頂きたいと思ひます。どうぞ演壇へお進み下さい。

○川崎議員 只今、辞職させて頂きました、川崎泰史でございます。本当に、長い間、2年間の間、皆様には大変お世話になりました。また、今現在、この議場もそうですが、コロナ対策の真只中でございます。町民のすべて、そしてまた、そこで活動している企業等、すべてが生き残り、そしてまた、新しい時代を迎えられるよう祈念申し上げます。私からの辞任のご挨拶とさせて頂きたいと思ひます。どうも皆様、よろしくお願ひ申し上げます。また、ありがとうございました。

（一同拍手）

○議長（河野） 只今、副議長が欠けました。お諮り致します。「副議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行うことに決定致しました。

○議長（河野） これより、追加日程第9「副議長の選挙」を行います。選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行うことに決定致しました。

○議長（河野） 只今の出席議員数は16名であります。

○議長（河野） 次に、立会人を指名致します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、三好東曜君及び松内広平君を指名致します。

○議長（河野） 投票用紙を配布致します。

（書記、投票用紙を配布）

○議長（河野） 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

○議長（河野） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 配布もれなしと認めます。

○議長（河野） 投票箱を点検致します。

（事務局長、投票箱の点検をし、議員に見せる）

○議長（河野） 異状なしと認めます。

○議長（河野） 只今から、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（横井） 失礼致します。それでは読み上げさせていただきます。

1番 三好東曜議員、2番 松内議員、3番 十河議員、4番 植田議員、
5番 西村議員、6番 大野議員、7番 三好重徳議員、8番 岡田議員、
9番 井上議員、10番 川崎議員、11番 福家功議員、12番 福家利智子議員、
13番 横井議員、14番 鈴木議員、15番 河野議員、16番 安藤議員。

（議員は呼ばれた順に投票を行う）

○議長（河野） 投票もれは、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 投票もれなしと認めます。

○議長（河野） 投票を終わります。

○議長（河野） 開票を行います。三好東曜君及び松内広平君、開票の立ち会いをお願い致します。

（2名の立会人のもと、演題上で、事務局長と書記が開票作業を行う）

○議長（河野）選挙の結果を報告致します。投票総数16票、有効投票14票、無効投票2票です。

有効投票のうち、福家功君 7票。岡田芳正君 5票。横井薫君 1票。川崎泰史君 1票。以上のとおりであります。

○議長（河野）この選挙の法定得票数は4.0票であります。よって福家功君が、副議長に当選されました。

○議長（河野）只今、副議長に当選されました福家功君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知を致します。福家功君、登壇してご挨拶をお願い致します。

○副議長（福家功）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○副議長（福家功）只今、皆様のご推挙により、副議長に当選致しました。大変ありがとうございます。私まだまだ未熟者でございます。皆様、議員各位のお力添えを得て、議長を補佐してまいりたいと思います。また、議員各位の皆様のお力を頂き、議会運営を全うしていきたいと思っております。これからも、どうかひとつ、よろしくお願い致します。

（一同拍手）

○議長（河野）この後、休憩を予定しておりますので、その間に、常任委員会委員の選任をお願いしたいと思います。綾川町議会委員会条例第2条の規定により、各委員会の定数は、総務常任委員会 6名、建設経済常任委員会 5名、厚生常任委員会 5名であります。ここで、暫時休憩を致します。

休憩 午後 1時36分

（各常任委員の選任・正副委員長の互選）

（議会運営委員の選任・正副委員長の互選）

（議会広報編集特別委員の選任・正副委員長の互選）

（学校等再編整備調査特別委員の選任・正副委員長の互選）

再開 午後 2時23分

○議長（河野）休憩前に引続き、会議を再開致します。

○議長（河野）日程第10、「常任委員の選任」を行います。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長において指名することとなっております。ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）それでは、事務局長より、常任委員を発表致します。

○事務局長（横井）失礼致します。各常任委員会委員の発表を致します。なお、順不同で読み上げさせていただきます。

まず、総務常任委員会委員、十河議員、大野議員、井上議員、川崎議員、鈴木議員、河野議員。以上、6名でございます。

次に、建設経済常任委員会委員、松内議員、植田議員、西村議員、岡田議員、福家功議員。以上、5名でございます。

次に、厚生常任委員会委員、三好東曜議員、三好重徳議員、福家利智子議員、横井議員、安藤議員。以上、5名でございます。

以上でございます。

○議長（河野）お諮り致します。只今の事務局長の発表のとおり指名することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、常任委員は、只今の発表のとおり選任することに決定致しました。

○議長（河野）また、各委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、併せて発表致します。

○事務局長（横井）失礼致します。各常任委員会の委員長及び副委員長を発表させていただきます。

総務常任委員会	委員長	大野議員、	副委員長	十河議員。
建設経済常任委員会	委員長	植田議員、	副委員長	松内議員。
厚生常任委員会	委員長	福家利智子議員、	副委員長	三好東曜議員。

以上でございます。

○議長（河野）日程第11、「議会運営委員の選任」を行います。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長において指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。それでは、事務局長より、議会運営委員を発表致します。

○事務局長（横井）失礼致します。それでは、議会運営委員を発表致します。

植田議員、大野議員、三好重徳議員、岡田議員、川崎議員、福家利智子議員。以上6名でございます。

○議長（河野）お諮り致します。只今の事務局長の発表のとおり、指名することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、只今の発表のとおり選任することに決定致しました。

○議長（河野）また、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、

併せて発表致します。

○**事務局長（横井）** 失礼致します。議会運営委員会の委員長及び副委員長については、委員長 三好重徳議員、副委員長、大野議員。以上でございます。

○**議長（河野）** 日程第12、「議会広報編集特別委員の選任」を行います。

○**議長（河野）** 議会広報編集特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長において、指名することとなっております。ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○**議長（河野）** 異議なしと認めます。

○**議長（河野）** それでは、事務局長より、議会広報編集特別委員を発表致します。

○**事務局長（横井）** 失礼致します。それでは、議会広報編集特別委員のお名前を発表させていただきます。

三好東曜議員、松内議員、十河議員、植田議員、西村議員、川崎議員、安藤議員。

以上、7名でございます。

○**議長（河野）** お諮り致します。只今、事務局長の発表のとおり、指名することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○**議長（河野）** 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員は、只今の発表のとおり選任することに決定致しました。

○**議長（河野）** また、委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いていますので、併せて発表致します。

○**事務局長（横井）** 失礼致します。議会広報編集委員会の委員長及び副委員長につきましては、

委員長 安藤議員、副委員長、松内議員。以上でございます。

○**議長（河野）** 日程第13、「綾川町立学校等再編整備調査特別委員の選任」を行います。

○**議長（河野）** 綾川町立学校等再編整備調査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長において指名することとなっております。委員につきましては、引き続き、議長を除くすべての議員をもって、構成委員とすることと致したいと思っております。ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○**議長（河野）** 異議なしと認めます。よって、綾川町立学校等再編整備調査特別委員は、議長を除く、15名を選任することに決定致しました。

○**議長（河野）** また、学校等再編整備調査委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、併せて発表致します。

○**事務局長（横井）** 失礼致します。学校等再編整備調査委員会の委員長及び副委員長につきましては、

委員長 安藤議員、副委員長、松内議員。以上でございます。

○**議長（河野）** 以上、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の構成委員及び正副

委員長については、只今のとおりに決定致しましたので、よろしくお願い致します。

○議長（河野）この後、休憩を予定しておりますので、その間に「議会運営委員会」の開催、その後、「全員協議会」を開催して頂きたいと思います。ここで、暫時休憩と致します。

休憩 午後 2時30分
(議会運営委員会の開催。終了後、全員協議会の開催)
再開 午後 3時30分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開致します。

○議長（河野）それでは、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）はい。失礼致します。それでは、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告致します。先ほど休憩中に、第2会議室において、当委員会を開催致しました。委員会の開催にあたりましては、議会から議会運営委員会の委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本総務課長の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。本臨時会に際し、追加提案として説明のあったものは、人事案件では、執行部提案1件、議会提案2件の計3件及び議員発議案件1件の合計4件であり、

- ・「監査委員（議会のうちから選任）の選任同意について」
- ・「香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」
- ・「香川県広域水道事業団議会議員の選挙について」
- ・議会運営委員会からの「閉会中の継続審査の申し出について」

であり、お手元の議案書のとおりであります。当委員会として、いずれの議案も今臨時会で審議することが妥当として決定し、この4件について、それぞれ日程に追加することと致しました。

次に、この後の日程については、議案第6号について、町長より提出議案に対する提案理由の説明を頂いた後、本会議において採決することと致しました。また、その後、議会発議案についても、本会議において採決することと致しました。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、効率よく適正かつ円滑な議会運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（河野）お諮り致します。議会運営委長の報告のとおり追加日程第14、「議案第6号 監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」から、追加日程第17、「発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について」までが提出されましたので、これを日程に追加し、議題と致したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、追加日程第14「議案第6号 監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」から、追加日程第17「発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について」までを日程に追加し、議題とすることに決定致しました。

○議長（河野）追加日程第14、議案第6号「監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」を行います。

○議長（河野）本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）只今、上程されました議案1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第6号、「監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」の議案でございますが、議員から選任の、福家 利智子氏が、本年4月27日付けをもって辞職されましたので、地方自治法第196条第1項の規程により、後任者として、綾川町山田下3184番地1 川崎 泰史氏 昭和52年5月16日 生まれの方を同委員に選任することにつきまして、議会のご同意を頂きたいと存じまして、本案を提出致した次第でございます。

以上、議案1件につきまして、提案理由を申し上げましたが、ご同意下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）それでは、議案第6号、「監査委員の選任同意について」を採決致します。

なお、議場内に本人がいますので、地方自治法第117条の規定により、川崎議員の退場を求めます。

（川崎議員、退場）

○議長（河野）この採決は、人事案件でございますので、起立によって行います。本案のとおり選任同意に賛成諸君の起立を求めます。

（起立14名）

○議長（河野）ありがとうございました。起立多数であります。よって監査委員に、川崎泰史議員を選任同意することに決しました。

○議長（河野）川崎議員の入場を許可致します。

（川崎議員、入場）

○議長（河野）川崎君に、会議規則第31条第2項の規定による告知を致します。只今の監査委員の選任の件は、同意されました。

- 議長（河野） 日程第15、「香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。
- 議長（河野） お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に致したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定致しました。
- 議長（河野） お諮り致します。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定致しました。
- 議長（河野） 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、15番 河野雅廣君を指名致します。
- 議長（河野） お諮り致します。只今、指名しました河野雅廣君を当選人と定めることにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。よって、只今指名致しました河野雅廣君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選致しました。
- 議長（河野） 日程第16、「香川県広域水道企業団議会議員の選挙について」を行います。
- 議長（河野） お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に致したいと思えます。これにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定致しました。
- 議長（河野） お諮り致します。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定致しました。
- 議長（河野） 香川県後広域水道企業団議会議員に、15番 河野雅廣君を指名致します。
- 議長（河野） お諮り致します。只今、指名しました河野雅廣君を当選人と定めることにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。よって、只今指名致しました河野雅廣君が香川県広域水道企業団議会議員に当選致しました。
- 議長（河野） 日程第17、発議第1号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野） お謀り致します。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに致しました。

○議長（河野） 以上で、本臨時会に付されました事件は、全て終了を致しました。従って、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会致したいと思います。

○議長（河野） 閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日で閉会することに決定致しました。これで、本日の会議を閉じます。令和2年第2回綾川町議会臨時会を、閉会致します。ありがとうございました。

閉会 午後 3時39分